

給付金の支給手続き

令和7年3月14日までに
手続きが必要です

A

令和6年1月1日以前から鳥羽市に住民登録があるなどで
世帯全員の住民税所得割が非課税と思われる場合

- 対象と思われる世帯には、鳥羽市から、
給付内容や確認事項が書かれた「**確認書**」が届きます。
- 内容を確認し、必要事項を記入のうえ、



鳥羽市に **返信してください**。

※ **令和7年3月14日(金)(当日消印有効)まで**に確認書を返信してください。

返信がない場合は、本給付金を受けることができません。

※ 口座等の変更がない場合には、オンラインでの手続きも可能です。

郵送に比べて、受付から支給までの期間が短縮されます。



B

世帯の中に令和6年1月2日以降の転入、別居の子どもの扶養、
DV等避難者等特別な配慮を要する場合など

- 給付金を受け取るには、**申請が必要です**。
- 申請書に必要事項を記入し、申請書に記載の添付書類と一緒に提出してください。

【申請期限】 **3月14日(金)(当日消印有効)まで**

【書類提出先】健康福祉課生活支援係(保健福祉センターひだまり)

※ 申請書は鳥羽市ホームページからダウンロードできます。

※ 添付書類不足など不備があると受け付けできません。

※ 添付書類の準備に時間を要する場合があるため早めにお手続きください。



子ども加算について

- 本給付金の対象世帯の中に18歳以下(平成18年4月2生まれ以降)の子どもが含まれている場合、当該子ども1人につき2万円の給付を追加で受けられます。
- 子ども加算対象と思われる世帯には、上記 **A** の確認書に記載しています。
- 令和6年12月14日以降に子どもが生まれた場合は別途申請が必要です。(**B**)

お問い合わせ



◎ **鳥羽市給付金コールセンター** ※本事業は鳥羽市の委託事業です

電話番号 **0120-210-617** (通話料無料)

受付時間 8:30~20:00 (土・日、祝日を含む)

鳥羽市ホームページ



(本給付金の情報)

- ・ 記入例
- ・ 申請書の様式

など